

新旧对照条文 目次

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律法律第一百五号）（附則第二十条關係）	．．．．．
二 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（附則第二十一条關係）	．．．．．
三 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（附則第二十二条關係）	．．．．．
四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（附則第二十三条）	．．．．．
五 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（附則第二十四条關係）	．．．．．
六 船員保険法（昭和十四年法律第七十二号）（附則第二十五条關係）	．．．．．
七 船員保険法（昭和十四年法律第七十二号）（附則第二十六条關係）	．．．．．
八 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（附則第二十七条關係）	．．．．．
九 社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）（附則第二十八条關係）	．．．．．
十 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）（附則第二十九条關係）	．．．．．
十一 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（附則第三十条關係）	．．．．．
十二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第三十一条關係）	．．．．．

- 十三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（附則第四十二条関係）
- 十四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）（附則第四十三条関係）
- 十五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第四十四条関係）
- 十六 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）（附則第四十五条関係）
- 十七 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（附則第四十六条関係）
- 十八 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（附則第四十七条関係）
- 十九 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（附則第四十八条関係）
- 二十 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）（附則第四十九条関係）
- 二十一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）（附則第五十条関係）
- 二十二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（附則第五十一条関係）
- 二十三 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（附則第五十二条関係）
- 二十四 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）（附則第五十三条関係）

- 二十五 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）
（附則第五十四条関係）
- 二十六 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（附則第五十五条関係）
- 二十七 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十六号）
（附則第五十六条）
- 二十八 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）（附則第五十七条関係）
- 二十九 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）
（附則第五十八条関係）
- 三十 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（附則第五十九条関係）
- 三十一 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（附則第六十条関係）
- 三十二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）（附則第六十一条関係）
- 三十三 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）（附則第六十二条関係）
- 三十四 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第 号）
（附則第六十三条関係）
- 三十五 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（附則第六十四条関係）

三十六 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第六十五条関係）

三十七 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第六十六条関係）